

訴訟取下げを勧奨

水俣病 裁判 原告側、会社側を追及

水俣病裁判の第十五回口頭弁論は、十三日午前十時から熊本地裁民事三部斎藤次郎裁判長検りて始まったが、同弁論の冒頭、原告側弁護団は「会社側とみられる人が訴訟取り下げの勧奨をしている」との事実を明らかにするとともに、会社側の態度をたたして注目された。

同日も前回に引き続いて元新日窒水保工場長西田栄一氏(60)の証人尋問が行なわれたが、証人尋問に先立ち原告側弁護団から「最近会社の意を受けたという人が、裁判をやめるなら裁判で出た判決額とこれまでに支払った補償金の額の差額を支払う」と言って、患者家庭を回っている。会社側は本当にそう思っているのか」と釈明を求めた。これに対して被告の会社側弁護団は「会社としては、そういうことはしていない。さらに詳しく調査して、午後にも回答す

る。裁判に対する態度は、これまでトアルデヒドの生成過程、とくに触媒に使った金属水銀の取り扱いで通りで変更はない」と答えた。このあと証人尋問に入り、アセチンなどを中心に尋問が行なわれた。